主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲をいうものの、理由についての具体的な主張を欠き、抗 告期間内にその補充もなされないから、適法な抗告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年一〇月一一日

最高裁判所第一小法廷

Ξ	益	林	藤	裁判長裁判官
Ξ	武	田	下	裁判官
_	盛		岸	裁判官
夫	康	上	岸	裁判官